

知多都市計画 石塚地区計画に関する説明会 概要

【概要】

日 時：令和6年8月21日（水）午後7時～8時

場 所：有脇公民館

出席者：85名

主催者：半田市産業課

【質疑応答の要旨】

地区計画に関する事項	
質問1	B地区に高さ制限は「なし」だと、際限なく高い建物が建つ可能性があるのでないか。周辺へ支障のない高さを設定した方がよいと考えるため、再度検討してほしい。 →地区計画による高さ制限について再度検討しましたが、B地区では周辺農地への影響を考慮する基準よりも、建築基準法（日陰規制）がより厳しい基準となっているため、高さ制限は設定しないこととしました。
工業団地に関する事項	
質問2	工業団地の計画地は通過交通が多く、工事中にその場所を連れなくなつた場合はどうなるか。 →工事中は、工業団地南側の緑ヶ丘5丁目交差点へ向かう道を迂回路とする予定です。
質問3	工場が立地することにより騒音・振動・ばい煙等の影響はないか。 →騒音・振動・ばい煙等については、それぞれの関係法令の規制がかかります。これらを遵守していただくとともに、別途市と企業において環境保全協定の締結について働きかけを行っていきます。
質問4	立地企業に対して、市の整備するアクセス道路から進入するように指導することは可能か。 →アクセス道路を利用するように企業に対して働きかけていきます。
質問5	10m道路にはすべて歩道が設置されるか。 →すべての10m道路に片側歩道を設置します。
質問6	企業立地後にトラックが時間調整のために車道に停車することはないか。 →今後、企業に対し交通の支障とならないように働きかけを行っていきますが、そのような事態が確認されれば、半田市防災安全課及び半田警察署と対応を行っていきます。
質問7	工業団地の南側の道路に企業のトラックが進入することはないか。 →県道西尾知多線からのアクセス道路を2か所確保する計画としており、各企業の敷地には、工業団地内の道路で進入が可能であること、また、工業団地の南側の道路は拡幅を行わないことから、企業のトラックが進入することは想定されません。

質問8	工業団地への「水」の供給方法はどのように考えているか。
	→上水道の整備を予定しています。
質問9	企業に対して井戸の規制はかけられないか。
	→工業用水法等による規制区域ではないため規制はありませんが、今後立地する企業が井戸水を使用する場合は、適正な利用について働きかけを行っていきます。
質問10	調整池に溜まる水には汚染物質は含まれますか。
	→本地区は、公共下水道の整備を予定しておりますので、調整池へ流入するものは雨水排水のみとなります。
質問11	下水道は最終的にどこに流れますか。
	→衣浦西部浄化センターで処理された後に、衣浦港へ放流されます。
質問12	調整池の水はどのような処理がされますか。また、大雨の際には、周辺に水害を及ぼすおそれはありませんか。
	→調整池では、砂を沈殿させた後に流量を調整して水路へ放流します。また、時間あたり 148mm程度の大雪を想定して調整池の容量を設定しておりますので、周辺への水害のおそれはないものと考えています。
その他	
質問13	工業団地の下水道整備に併せて、緑ヶ丘住宅へも公共下水道を整備してほしい。
	→建築課及び下水道課に確認しましたが、現時点で緑ヶ丘住宅へ公共下水道を整備する予定はありません。
質問14	工業団地より先の大矢知線は整備しないのか。
	→土木課に確認しましたが、地権者に対して意向調査を行うなど事業実施に向けて検討を進めています。